





(以下の要件のいずれかを満たしている求人です)

🤼 勤務時間を保育施設等の送迎時間に対応したものにできる。



- 子供の急な病気や保育所・学校等の行事の際に1日または 時間単位で休暇を取得できる。
- (託児施設を利用できる。
- 子育て期など一定期間をパートタイム勤務で働き、その後 希望によりフルタイム(正社員)に変更することができる。
- ← 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した従業員を再雇用する制度がある。



